

令和2年8月

胎内市農業委員会

総会議事録

令和2年8月25日

決			裁	
会長	局長	係長	係	担当

## 胎内市 農業委員会 総会議事録

1 開催日時 令和2年8月25日(火) 午後1時30分から午後1時54分

2 開催場所 胎内市庁舎 全員協議会室

### 3 出席委員

#### 農業委員(12人)

会長：1番：花野 隆雄	会長代理：2番：水澤 正明
委員：3番：忠 貞夫	委員：4番：榎本 太
委員：5番：森田 謙	
委員：7番：南波 雅子	委員：8番：緒形 文一
委員：9番：馬場 勝	委員：10番：西奈美 公平
委員：11番：川上 勝之	
委員：13番：今井 輝子	委員：14番：阿部 実

#### 農地利用最適化推進委員(8人)

委員：中条：15番：志村 政美	委員：中条：16番：佐藤 隆
委員：乙：17番：小泉 正	委員：乙：18番：安城 守英
委員：築地：19番：白塚 幸二	委員：築地：20番：小熊 威
委員：黒川：21番：今井 明	委員：黒川：22番：小野 金一

### 4 欠席委員(2人)

委員：6番：田村 信秀	委員：12番：松村 智
-------------	-------------

### 5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 諸般の報告

第3 議事

第1号議案 農地法第4条の規定による許可申請について

第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請について

第3号議案 胎内市農用地利用集積計画について

### 6 農業委員会事務局職員

事務局長：榎本富夫、係長：高橋知也、主任：佐藤豊

### 7 会議の概要

議長	<p>ただ今から、令和2年8月の胎内市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>本日の出席委員は12名であり、胎内市農業委員会会議規則第7条の規定により、会議は成立いたしました。田村委員と松村委員が欠席でございます。</p> <p>それでは、日程第1、議事録署名委員の指名でございますが、今回は、14番阿部実委員、3番忠貞夫委員のお二人にお願いいたします。</p> <p>次に日程第2、諸般の報告をいたします。</p> <p>事務局報告願います。</p>
事務局	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>皆様のお手元にお配りしましたのは、7月の総会以降の行事等の内容であります。</p> <p>8月18日、8月の事前審査会を市役所2階会議室で開催し、2班の委員の皆様にご覧いただき、案件を審査していただきました。</p> <p>8月21日、中村浜地区の農地あっせん審査会を市役所2階会議室で開催し、水澤委員、白塚委員にご覧いただき、案件を審査していただきました。</p> <p>以上、簡単ではありますが、諸般の報告を終わります。</p>
議長	<p>以上で諸般の報告を終わります。</p> <p>次に日程第3、議事に入ります。</p> <p>第1号議案「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第1号議案をご説明いたします。</p> <p>第1号議案は、貸駐車場のための転用が1件であります。</p> <p>1番の案件は、乙地内の休耕畑において、貸駐車場を整備するための転用であり、申請面積は45㎡であります。</p> <p>第1号議案は、転用面積・目的・資金計画等、申請内容は転用許可要件を満たしております。</p> <p>4ページに案内図をお示ししてございますので、ご確認ください。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第1号議案の事前審査結果について、14番阿部実事前審査委員長から報告をお願いします。</p>
14番	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>去る8月18日、市役所2階農業委員会会議室におきまして、2班の委員4名及び事務局2名で、事前審査会を開催いたしました。</p> <p>第1号議案は、貸駐車場のための転用が1件であります。</p> <p>詳細につきましては、事務局説明のとおりであり、事前審査会では許可相当と判断いたしましたので、本総会でのご審議をよろしく申し上げます。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第1号議案について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告があ</p>

	<p>りましたが、この件について、質問等ありましたらお受けいたします。</p> <p>(質疑・なしの声)</p>
議長	<p>質問等がないようなので、これで質疑を終わります。 これより採決をいたします。 第1号議案について、事前審査委員長報告のとおり許可することに、賛成の委員は挙手願います。</p> <p>(農業委員・挙手)</p>
議長	<p>賛成多数と認めます。 よって、第1号議案は、許可することに決定いたしました。 次に、第2号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。 事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第2号議案をご説明いたします。 第2号議案は、物置建築のための転用が1件、園庭用地のための転用が1件、住宅建築のための転用が2件、住宅用通路のための転用が1件、砂利採取のための一時転用が1件、山砂採取のための一時転用が2件の、計8件であります。 1番の案件は、黒川地内の休耕畑において物置建築のための転用で、譲渡人の父が平成2年に譲受人の夫に申請地を無償譲渡し、物置を建築しましたが、今回許可を受けずに建築していたことが判明したため、転用許可に至ったものであります。今後はこのような違反等が無いよう、事前に相談・確認するなど再発防止に努める旨の顛末書が添付されていることを申し添えます。申請面積は151㎡、建築面積は20.7㎡であります。 2番の案件は、黒川地内の畑において園庭用地のための転用で、申請者は野菜等を栽培し園庭用地として利用しておりましたが、今回許可を受けずに畑を園庭用地にしていたことが判明したため、転用許可に至ったものであります。今後はこのような違反等が無いよう、事前に相談・確認するなど再発防止に努める旨の始末書が添付されていることを申し添えます。譲受人は社会福祉法人の役員で、許可後は社会福祉法人に5年間の賃借を行う計画であります。申請面積は406㎡、土地売買価格は〇〇円、坪当たり約〇〇円であります。 3番の案件は、築地新地内の畑において住宅建築のための転用で、申請者は平成16年に住宅を建築しましたが、土留めのL型擁壁が境界を越えて隣接農地に入っていたことが4番の案件のための測量で判明し、農地の所有者である譲渡人と協議の結果、超えた部分について分筆し贈与することで合意したため、転用許可に至ったものであります。今後はこのような違反等が無いよう、事前に相談・確認するなど再発防止に努める旨の顛末書が添付されていることを申し添えます。申請面積は10㎡であります。 4番の案件は、築地新地内の田及び畑において住居用通路のための転用で、申請地</p>

	<p>は70年以上通路として使用しておりましたが、今回許可を受けずに使用していたことが判明したため、転用許可に至ったものであります。今後はこのような違反等が無いよう、事前に相談・確認するなど再発防止に努める旨の顛末書が添付されていることを申し添えます。申請面積は147㎡であります。</p> <p>5番の案件は、築地新地内の畑において住宅建築のための転用転用であり、申請面積は252㎡、建築面積は117.59㎡であります。</p> <p>6番の案件は、高野地内の田において砂利採取及び運搬路のための一時転用で、所要面積は11,597㎡、採取期間は許可の日から令和4年3月14日とするものであります。</p> <p>7番の案件は、築地地内の畑において山砂採取のための一時転用で、所要面積は5,802㎡、採取期間は許可の日から1年間とするものであります。</p> <p>8番の案件は、令和2年6月に事業計画変更申請した築地地内の山砂採取において、今回の追加区域が他法令との協議調整に時間を要したため、6月の変更申請に間に合わず、改めて今回事業計画の変更を申請するもので、所要面積は追加区域が3,104㎡、合計9,986㎡、採取期間は許可の日から令和3年9月19日とするものであります。</p> <p>第2号議案は、転用面積・目的・資金計画等、申請内容は転用許可要件を満たしております。</p> <p>4ページ及び5ページに案内図をお示ししてございますので、ご確認ください。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第2号議案の事前審査結果について、14番阿部実事前審査委員長から報告をお願いします。</p>
14番	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>第2号議案は、物置建築のための転用が1件、園庭用地のための転用が1件、住宅用通路のための転用が1件、住宅建築のための転用が2件、砂利採取のための一時転用が1件、山砂採取のための一時転用が2件の、計8件であります。</p> <p>詳細につきましては事務局説明のとおりであり、1番から4番の案件については再発防止に努めるという顛末書及び始末書も提出されていることから、事前審査会ではやむを得ないものと判断いたしました。また、現地を確認しましたが事前着工もなく、事前審査会では許可相当と判断いたしましたので、本総会でのご審議をお願いします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第2号議案について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありました。この件について、質問等ありましたらお受けいたします。</p>
4番	<p>今の案件の2番ですが、園庭用地として使っていたということですが、具体的にどんなような形で使っていたのでしょうか。あともう1点、この2番の案件が始末書扱いとなっているんですが、顛末書と始末書の区別というか、そこら辺を教えてください。</p>

事務局	<p>はい、2番の案件につきましては近くの保育園の体験農園のような形で実際今使っておりまして、畑の一部にレンガを敷いている状況であります。ですので、実際のところ農地としての目的外の使い方をしているということで今回、これは始末書を書いていただきました。</p> <p>顛末書と始末書の違いではありますが、顛末書についてはもう既にやってしまったこと、過去にやってしまったことを顛末書として書いてもらっています。始末書というのは現在やってしまったこと、原因者が現在進行形のような形で始末書を書いてもらっている状況です。</p>
4番	<p>始末書であれば、やるとすれば原状に戻される、畑の状態に戻される状態か。</p>
事務局	<p>そうです。昔にってしまったことを顛末書、現在していることを始末書としてもらっています。</p>
議長	<p>他に質問等がないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>第2号議案の1番から5番については県農業会議に諮問せず許可し、6番から8番は県農業会議に諮問し、答申が許可相当の場合は許可をすることに賛成の委員は挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(農業委員・挙手)</p>
議長	<p>賛成多数と認めます。</p> <p>よって、第2号議案は、許可することに決定いたしました。</p> <p>次に、第3号議案「胎内市農用地利用集積計画について」を議題といたします。</p> <p>第3号議案は、本総会出席委員に関係する案件がありますので、分けて審議いたします。</p> <p>事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第3号議案の利用権設定の1番から24番について、ご説明いたします。</p> <p>議案書6ページをお願いします。</p> <p>第3号議案の利用権設定の1番から24番は、農地集積により賃借権を新規に設定するものが22件、耕作不便により使用賃借権を新規に設定するものが2件の、計24件であります。</p> <p>1番から6番は、農地集積により認定農業者等に10年間の賃借権を新規に設定するもので、10a当たりの賃貸料は20,000円から10,700円であります。</p> <p>議案書7ページをお願いします。</p> <p>7番から12番は、農地集積により農業者に10年間の賃借権を新規に設定するもので、10a当たりの賃貸料は10,300円から8,500円であります。</p> <p>議案書8ページをお願いします。</p> <p>13番から18番は、農地集積により農業者に10年間の賃借権を新規に設定するも</p>

	<p>ので、10 a 当たりの賃貸料は 5,200 円から 4,500 円であります。 議案書 9 ページをお願いします。</p> <p>19 番から 22 番は、農地集積により農業者に 10 年間の賃借権を新規に設定するもので、10 a 当たりの賃貸料は 4,400 円から 2,100 円であります。</p> <p>23 番と 24 番は、耕作不便により農業者等に 5 年間と 20 年間の使用賃借権を新規に設定するものであります。</p> <p>第 3 号議案の利用権設定の 1 番から 24 番は、いずれの案件も農業経営基盤強化促進法に定める要件を満たしているとして、ご提案いたしました。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第 3 号議案の利用権設定の 1 番から 24 番の事前審査結果について、14 番阿部実事前審査委員長から報告をお願いします。</p>
14 番	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>第 3 号議案の利用権設定の 1 番から 24 番は、農地集積により賃借権を新規に設定するものが 22 件、耕作不便により使用賃借権を新規に設定するものが 2 件の、計 24 件であります。</p> <p>詳細につきましては事務局説明のとおりであり、事前審査会ではいずれの案件も承認相当と判断いたしましたので、本総会でのご審議をお願いいたします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第 3 号議案の利用権設定の 1 番から 24 番について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありましたが、この件について、質問等ありましたらお受けいたします。</p>
(質疑・なしの声)	
議長	<p>質問等がないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>第 3 号議案の利用権設定の 1 番から 24 番について、事前審査委員長報告のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いいたします。</p>
(農業委員：挙手)	
議長	<p>賛成多数と認めます。</p> <p>よって、第 3 号議案の利用権設定の 1 番から 24 番は、承認することに決定いたしました。</p> <p>次に、第 3 号議案の利用権設定の 25 番から 34 番について審議いたします。</p> <p>なお、〇〇番〇〇委員は、農業委員会法第 31 条の規定に基づく議事参与の制限により、本案件終了までの間、退室をお願いいたします。</p>
(議事参与委員・退室)	

議長	<p>それでは、事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第3号議案の利用権設定の25番から34番をご説明いたします。 議案書10ページをお願いします。 25番から30番は、農地集積により認定農業者に5年間の賃借権を新規に設定するもので、10a当たりの賃貸料は15,000円であります。 議案書11ページをお願いします。 31番から34番は、農地集積により認定農業者に5年間の賃借権を新規に設定するもので、10a当たりの賃貸料は15,000円であります。 第3号議案の利用権設定の25番から34番は、農業経営基盤強化促進法に定める要件を満たしているとして、ご提案いたしました。 以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第3号議案の利用権設定の25番から34番の事前審査結果について、14番阿部実事前審査委員長から報告をお願いします。</p>
14番	<p>それでは、ご報告いたします。 第3号議案の利用権設定の25番から34番は、農地集積により賃借権を新規に設定するものであります。 詳細につきましては事務局説明のとおりであり、事前審査会では承認相当と判断いたしましたので、本総会でのご審議をお願いいたします。 以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第3号議案の利用権設定の25番から34番について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありましたが、この件について、質問等ありましたらお受けいたします。</p> <p style="text-align: center;">(質疑・なしの声)</p>
議長	<p>質問等がないようなので、これで質疑を終わります。 これより採決をいたします。 第3号議案の利用権設定の25番から34番について、事前審査委員長報告のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">(農業委員：挙手)</p>
議長	<p>賛成多数と認めます。 それでは、ここで〇〇委員に入室していただきます。</p> <p style="text-align: center;">(議事参与委員・入室)</p>



議長	<p>第3号議案の利用権設定の25番から34番については、承認することに決定いたしました。</p> <p>これで、本日の全ての日程を終了いたしました。</p> <p>これを持ちまして、令和2年8月の胎内市農業委員会総会を閉会いたします。</p>
----	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

上記の経過を掲載し、相違ないことを証するため署名します。

令和2年 8月25日

議 長 \_\_\_\_\_

3 番 \_\_\_\_\_

14 番 \_\_\_\_\_